

無人航空機（ドローン）の購入

仕 様 書

中国四国農政局 土地改良技術事務所

第1章 総則

1 この仕様書は無人航空機（ドローン）の購入に適用するものである。

2 数量

(1) 無人航空機（ドローン）及び付属品：1式

(参考内訳：ACSL 社 無人航空機（蒼天）相当)

ア 無人航空機 機体本体（標準カメラ含む）	1台
イ 標準充電器	2台
ウ バッテリー	13本
エ 3連充電器	2台
オ スマートコントローラー	1台
カ プロペラ	4枚
キ 収納ケース（ハード）	1個
ク プロペラガード	1セット

3 納入場所

中国四国農政局 土地改良技術事務所

(住所：〒700-0984 岡山県岡山市桑田町1 - 36)

4 納入期日

令和9年1月18日（月）までとし、納入日時等は発注者と調整の上決定する。

第2章 仕様・規格

1 無人航空機（ドローン）の調達条件

- (1) 使用取扱に係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- (2) 機体、取付装置、付属機器及び部品等は、全て新品を使用すること。
- (3) 構造上の不具合に起因する故障については、受注者の責任において修理及び修繕すること。
- (4) 用いる電波機器は全て電波管理に係る法規に適合したものであること。
- (5) 無人航空機（ドローン）の製造企業は品質の観点から ISO9001（品質）の認証を取得していること。
- (6) 機体は、ISO15408に準拠したセキュリティ対策を行っていること。
- (7) 機体は、第3者機関による CCDS(Connected Consumer Device Security)評価を受けていること。
- (8) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた機体であること。

2 保証期間

使用者の故意又は過失による故障及び破損等を除き、納入後1年間とする。

ただし、リコール等による不具合が発生した場合には、速やかに連絡を行い、無償にて部品の交換修理を行うとともに、交換状況等を随時報告すること。

3 諸元（仕様）

(1) 無人航空機（ドローン）の寸法及び規格等

ア 全長

プロペラ、アーム展開時：600mm×550mm 以上 700mm×650mm 以下（プロペラ含む）

プロペラ、アーム収納時：150mm×350mm 以上 200mm×400mm 以下

イ 高さ

100mm 以上 160mm 以下（アンテナを除く）

ウ 機体重量

1.8kg 以下（取付装置、積載品及びバッテリーを含む）

エ プロペラ

- 4枚
- オ バッテリー
 - リチウムイオンバッテリー
- カ 飛行性能
 - (ア) 耐風性
 - 風速 15m/秒の環境下でも飛行できること。
 - (イ) 飛行時間
 - 20 分以上（取付装置、積載品及びバッテリーを含む、プロペラガードを除く）
 - (ウ) 防塵防水性
 - カメラ、ジンバル搭載状態にて IP43 以上の防塵防水性能を有していること。
- キ 自律性
 - GPS により自律制御を行うこと。

(2) 積載品

- ア カメラ（可視カメラ）
 - (ア) 有効画素数
 - 静止画時：約 2,000 万画素
 - (イ) 動画撮影画質
 - 4K / 30p での撮影が可能なこと。
 - (ウ) 付属品
 - microSDXC 又は SDHC 32GB 以上：1 枚

第3章 その他

1 操作指導

納入にあたり、操作に関する指導を 1 日程度行うものとする。なお、操作指導を行う場所は発注者が確保する。

- 2 この仕様書に記載の無い事項について、疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第4章 クロスコンプライアンスについて

1 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

(3) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

2 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は、物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよ

う、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。